

## Q & A（令和6年12月26日時点）

更新履歴：Q1～Q3を公開（令和6年12月26日）

**Q1 建設コンサルタント業務等の個別分に記載している「営業に関し法律上必要とする登録の証明書」について。**

A1 証明書については、測量などで「〇〇に基づく〇〇業者としての登録について（通知）」という登録通知、又は「〇〇に基づく〇〇業者としての登録更新について（通知）」という更新通知がある場合には、証明書の添付は必要なく、当該通知書を添付してください。

**Q2 添付する書類に押印は必要ですか。**

A2 添付する必要書類は、「（様式－5）大仙市契約業者資格審査申請委任状」を除いて押印の必要はありません。

**Q3 令和5・6年度適用大仙市契約業者資格審査申請で登録していた内容で、令和7・8年度適用大仙市契約業者資格審査申請で登録しない内容について。**

A3 令和7・8年度適用大仙市契約業者資格審査申請の申請において、前回と異なる内容、例として、物品調達でこれまで登録していた〇〇〇を申請しない、役務の調達の〇〇業務をやらない等がある場合には、オンライン申請の最後にある、特記事項に「〇〇業務は登録しない」などの記載をお願いいたします。記載が無い場合には、担当から必要に応じて電話連絡等にて確認する場合があります。